AMULETInnovality システム

保守業務委託仕様書

岩手県立遠野病院

1　（目的）

AMULETInnovality システム（以下「物品」という）が常に正常な状態で作動するよう維持すること及びそのために必要な保守業務を円滑に実施することを目的とする。

2　（契約期間）

令和５年４月１日から令和６年３月 31 日まで（１年間）

但し、本件物品を更新する場合は、本保守契約の終了について発注者及び受注者で協議を行う。

3　（保守対象装置）

名　　称：AMULETInnovality システム

数　　量：AMULETInnovality システム　１式

設置場所：岩手県遠野市松崎町白岩 14 地割 74 番地

　　　　　岩手県立遠野病院

4　（保守業務）

物品の機能を維持するため、次のとおり保守を行うものとする。

（１）乳房用 X 線診断装置　AMULETInnovality

ア　部品全額保証（管球・FS 圧迫板含まず）

イ　点検：年２回

ウ　点検時間帯：平日 17 時 40 分から 20 時 00 分まで

エ　オンコール対応時間：月曜日から土曜日　8 時 00 分から 20 時 00 分まで

オ　両者協議の結果、運用上必要と判断される場合は、上記時間外も作業を行うこともある。

（２）画像処理ユニット　FDR-3000　AWS　AWS 追加モニタ　Type　BCD 用

ア　点検時間帯：平日 17 時 40 分から 20 時 00 分まで

イ　オンコール対応時間：月曜日から土曜日　8 時 00 分から 20 時 00 分まで

ウ　両者協議の結果、運用上必要と判断される場合は、上記時間外も作業を行うこともある。

（３）保守点検

ア　障害対応	システムに障害が発生した場合、受注者は発注者の通知により運用復旧のための訪問作業、または遠隔操作を行う。内容によっては、直ちに修復不可能な場合もある。
イ　設定変更	両者協議の上、システムの設定変更を行う。仕様書の変更を伴う場合は行わない。

ウ　バージョンアップ	システムの機能の追加・更新（以下「バージョンアップ」という）が発生した場合、その都度受注者はこれを発注者に通知し、甲がバージョンアップを希望したときは、受注者は実施する。また、バージョンアップの実施の方法及び日時は、受注者が発注者に事前に相談し決定すること。
エ　定期訪問	受注者は、システムの設置場所を年１回（時期は、両者協議による。）訪問し、下記の内容を実施する。 ①システムの稼働状況・エラー状況の確認 ②プログラムの改修を伴わない標準設定レベルの発注者の要望への対応 ③定例会の実施（不具合・残件項目・対応スケジュールの確認）

5　（報告書の提出と検査）

受注者は、保守業務の完了後、発注者に対し速やかに直接あるいは電子メールにて作業報告書を提出する。

6　（損害賠償）

（１）保守業務の実施にあたり、受注者の故意または過失により発注者の建物、設備等を滅失又毀損した場合、受注者はこれを原状に復し、又は、原状回復に代えて損害を賠償しなければならない。

（２）保守業務の実施にあたり、受注者の故意または過失により保守対象以外の発注者の装置、データ、プログラム等を損傷または滅失した場合、受注者はこれを原状に復し、または、原状回復に代えて損害を賠償しなければならない。

（３）受注者の責にきすべき事由により、保守業務の一部または全部を行うことが出来ず、発注者に損害が生じた場合には、発注者は損害金の支払いを受注者に請求することができる。

7　（個人情報の保護）

個人情報の取扱いについて

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、個人情報取扱事務等の委託基準が定められたことから、契約後は個人情報の取扱いについて、下記の義務が生じるものであること。

（１）受注者は、法第 66 条第２項において準用する同条第１項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならないこと。

（２）受注者は、当該業務において取り扱う個人情報の管理責任者（以下「個人情報管

理責任者」という。及び当該業務に従事する者（以下「受注業務従事者」という。）を指定し、実施機関に報告すること。

（３）受注者は、利用目的以外の目的のために利用しないよう、受託事務等において取り扱う個人情報の使用目的、使用範囲等を明確にすること。

（4）受注者は、引き渡された個人情報の返還、廃棄等の時期を明確にすること。また、業務完了後も受注者に個人情報の保管を指示された場合は、その方法を明確にすること。その保管が完了したときは、発注者の指示に従い、速やかに個人情報を返還し、又は廃棄すること。

（５）受注者は、個人情報の運搬が伴う場合には、運搬の過程で個人情報が紛失等することがないように、受注業務従事者が直接運搬する等、運搬及び受渡しの方法について確実な措置を講じなければならないこと。

（６）特記事項に違反した場合には、損害賠償請求、指名停止等の措置を採る場合があり、法に違反した場合には、法の規定に基づき処罰される場合があること。

（７）個人情報の適正な取扱いを確保するため、実施機関は、別途報告又は資料の提出を指示する場合があり、その場合、受注者は、実施機関の指示に従うこと。

８　（協議事項）

本仕様書に定めのない事項については、両者別途協議し、決定すること。